

## 物 品 売 買 契 約 約 款

(総 則)

第 1 条 戸田建設株式会社(以下「甲」という。)と協会社(以下「乙」という。)は、甲と発注者との契約(以下「元請契約」という。)にかかる工事(以下、「工事」という。)に使用する物品の売買について注文書、請書に定めるもののほか、この物品売買契約約款(以下「約款」という。)に基づき、図面、仕様書その他の図書(これらを「設計図書」という。以下同じ。)および甲の定める協会社標準見積要項(以下「見積要項」という。)に従い、おのおの対等の立場に立って誠実に契約を履行する。

(適 用 範 囲)

第 2 条 注文書、請書、設計図書および見積要項に特別の定めのない事項は、すべてこの約款の定めるところによる。(納入・引渡)

第 3 条 乙は、甲が必要により分納を指示したときは、これに従う。

(2) 物品の納入は、特記なき限り工事現場内の甲の置場において甲に納品書を提出し、引渡をする。

(3) 納入場所までの運搬、荷卸し、仕分けは特記なき限り乙の負担とする。

(検 査 ・ 所 有 権)

第 4 条 甲は、物品の引渡を受けたときは遅滞なく検査を行う。

(2) 甲の検査に合格したときに受渡しが行われたものとし、所有権は甲に移転する。

(権利義務の譲渡禁止)

第 5 条 甲または乙は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、相手方の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(変更・追加・中止等)

第 6 条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、物品内容もしくは納期を変更し、追加し、または納入を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、見積要項にしたがい、甲乙協議して売買代金額を変更する。

(品 質)

第 7 条 納入する物品の品質、形状は契約に適合し、優良なものとし、甲から要求があった場合、乙は品質証明書(製品証明書または試験成績書等)を甲に提出する。

(2) 乙は、前項の品質証明書に偽装、捏造、改ざんがあった場合において、作業所長が物品および物品を使用した工事の改造を請求したときは、これに従いその改造に必要な費用は乙が負担する。

(3) 乙が甲の指示する期日までに改造を行わないことが明らかであるときは、甲は、乙の費用負担において改造を代行することができる。

(物価の変動に基づく売買代金額の変更)

第 8 条 物価の変動に基づく売買代金額の変更は原則として行わない。

(売買代金の支払方法および時期)

第 9 条 売買代金の支払方法および時期は、注文書、請書に定めるところによる。

(相 殺)

第 10 条 甲は、乙に対する債権を有するときは、その債権について乙に対する支払金と相殺することができる。

(瑕 疵 担 保)

第 11 条 乙は、物品の瑕疵について、甲がその瑕疵を知ったときに、甲の求めに応じてすみやかに修補または取替をするものとし、その瑕疵によって甲に生じた損害を賠償する。

(2) 甲、発注者または発注者その他の者から物品を譲り受けた者が瑕疵担保期間内に指摘した物品の不具合であつて、甲が瑕疵と認めたものは物品の瑕疵と推定する。

(物 品 の 損 害)

第 12 条 物品の受渡し前に生じた物品の損害は、甲の責に帰すべきものを除き、乙の負担とする。

(納入遅延の場合における損害金)

第 13 条 乙は、甲の責に帰すべきものを除き、物品の納入遅延により甲に生じた損害を賠償する。

(解 除 権)

第 14 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなく契約を解除することができる。この場合、甲は、乙に対して、契約の解除により甲に生じた損害の賠償を求めることができる。

一 正当な理由がないのに、物品が納入期日に納入されないとき、または納入する見込がないと認められるとき  
二 代表者の所在が不明のとき、または、乙が廃業し、営業を中止し、もしくは正当な理由なく1週間以上連絡が取れないとき

三 支払停止に至ったとき、または乙の振出した手形、小切手が不渡となったとき

四 仮差押、差押、仮処分もしくは競売の申請、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の各申立、または特定調停の申立その他これらに準ずる法的手続の申立があったときまたは解散したとき

五 前4号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき

(2) 甲は、納入が完了しない間は、前項第15条第2項および同条第5項に規定する場合のほか必要と認めるときは、契約を解除することができる。これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。

この場合における損害額は、甲乙協議して定める。

第 15 条 乙または乙が契約の履行のために契約する者及びその代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者(以下、まとめて「乙等」という。)は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下、「暴力団等」という。)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与していないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(2) 甲は、乙等が次の各号の一に該当するときは、催告することなく契約を解除することができる。この場合、甲は、乙に対して、契約の解除により生じた損害の賠償を求めることができる。

一 暴力団等であるとき、または暴力団等であったとき

二 暴力団等を利用してると認められるとき

三 暴力団等への資金提供もしくは便宜供与を行ったとき、または暴力団等と密接な交際があるとき

四 暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識された者であるとき、またはこの者とかかわり、つながりのある者であるとき

五 自らまたは第三者を利用して、甲に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、または自身の関係者が暴力団等である旨を伝えたとき

(3) 甲が前項の規定により契約を解除した場合に乙に損害が生じて、甲はこれを一切賠償しない。

(4) 乙は、乙等が暴力団等による不当要求を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、または乙が契約の履行のために契約する者をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当要求があった時点で、速やかに甲にこれを報告し、甲の捜査機関への通報及び発注者への報告に必要な協力を行うものとする。

(5) 甲は、乙が正当な理由なく前項に違反したときは、催告することなく契約を解除することができる。この場合、甲は、乙に対して、契約の解除により生じた損害の賠償を求めることができる。

(物 品 の 引 取)

第 16 条 乙は、契約を解除された物品および甲の検査に合格しない物品について、甲の指示により引き取る。

(2) 前項の処置が遅れているとき、催告しても正当な理由なく行わないときは、甲は、乙の費用負担において引取を代行することができる。

(専属的合意管轄)

第 17 条 この契約に関する訴訟については、当該契約を締結した甲の支店所在地を管轄する地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 18 条 この約款において書面により行われなければならないこととされている協議、承諾、通知、指示、請求、要求及び申出は、建設業法その他法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(情報漏えい防止に関する事項)

第 19 条 乙は、この契約に関連して知りえた一切の情報(次の各号に挙げるものを含むが、これに限定しない。以下「情報」という。)の漏えいを防止するために、情報管理体制を整備し、情報漏えい防止対策(第7項に記載する対策を含むが、これに限定しない。)を講じる。なお、情報漏えい防止対策は、書面によるもの、口頭によるもの、視覚によるもの、電子的なものなど、媒体の形態や開示・伝達の方法にかかわらず全ての情報を対象とする。

一 甲および取引先から開示・提供された情報

二 この契約に関連して乙が独自に作成した情報

- 三 見積作業などによりこの契約締結前に知りえた情報
- 四 工法、技術及びこれらに関連する情報
- 五 知識並びに営業上の秘密
- 六 工事に係る契約、図面、写真、価格等の情報
- 七 個人情報

- (2) 乙は、本売買契約の対象である物品の全部または一部を第三者から調達する場合には、乙の責任において、情報漏えい防止のための情報管理体制の整備及び情報漏えい防止対策をその第三者(以下、「当該第三者」という。)(乙が請負契約等の発注者等となって調達する場合で、請負等が数次に亘る場合は、一次以下の全ての下請負人等を含む。)に実施させる。
- (3) 乙は、従業員及び当該第三者に対し、情報漏えい防止対策に関する教育を実施する。
- (4) 乙は、情報漏えいが発生した場合、または、その恐れが生じた場合、速やかに甲に報告するとともに、被害を抑制するための適切な措置を講じる。
- (5) 乙または当該第三者の責めに帰すべき事由により情報を漏えいした場合には、工事の発注者及び甲に生じた損害を賠償する。
- (6) 甲より、情報管理に関する監査を求められた場合は、これを受け入れるとともに、監査に協力する。
- (7) 乙は情報を取得した場合、以下のとおり情報漏えい防止対策を実施する。
- 一 図面、写真、その他の資料等、書面に記載された情報を取得した場合
- ① 従業員といえども工事のために必要とする者以外には開示しない。
  - ② 情報は工事の目的以外に使用しない。
  - ③ 保管場所は、施錠等による盗難防止措置を講じ、第三者による不正な閲覧、持ち出し等を防止する。
  - ④ 複製は、工事に必要な最小限の範囲に留める。
  - ⑤ 当該第三者に提供する情報は、工事に必要な最小限の情報に限る。
  - ⑥ FAX、郵送などにより送信・送付する場合は、誤発信等の事故がないよう十分に注意する。
  - ⑦ 書面を外に持ち出す際は、紛失、置き忘れ、盗難等に、十分に注意する。
  - ⑧ 不要となった情報は、甲の指示に従い甲に返却するか、あるいは細断するなどにより判読できないよう処理したうえで廃棄する。
  - ⑨ その他、情報漏えいを防止するために必要かつ合理的な水準の対策を実施する。

## 二 電子データの形式で情報を取得した場合

- ① 従業員といえども工事のために必要とする者以外には開示しない。
- ② 情報は工事の目的以外に使用しない。
- ③ 電子データが保存されたパソコン、外部記録媒体等の保管場所は、施錠等による盗難防止措置を講じる。
- ④ 複製は、工事に必要な最小限の範囲に留める。
- ⑤ 私用のパソコンを業務に使用しない。業務に使用するパソコンは業務専用とし、当該パソコンを廃棄するまで、私的(プライベートな目的)には一切使用しない。
- ⑥ Winny などのファイル交換ソフトを業務で使用するパソコンに導入しない。
- ⑦ 業務で使用するパソコンには、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを常に最新の状態に保つ。
- ⑧ パソコンにログインするためのパスワードは、他者に推測されにくいものを設定し、また、他者に漏れることのないよう厳格に管理する。
- ⑨ 当該第三者に提供する情報は、工事に必要な最小限の情報に限るものとする。
- ⑩ メールで送信する場合には、誤発信等の事故がないよう十分に注意する。
- ⑪ 電子データを外に持ち出す際は、紛失、置き忘れ、盗難等に、十分に注意するとともに、暗号化、パスワードの設定など、データを保護するための措置を講じる。
- ⑫ 情報が第三者の目に触れるような行為(インターネットの掲示板・ブログへの書き込み、プライベートのメールへの記載・添付、その他の手段、方法による情報発信)を行わない。
- ⑬ 不要となった情報は、甲の指示に従い甲に返却するか、あるいは廃棄する。
- ⑭ パソコン及び外部記憶媒体(USBメモリ、CD、DVD、外付HDD等)を廃棄する際は、データを読み出

- しできないように処理してから廃棄する。
- ⑮ その他、情報漏えいを防止するために必要かつ合理的な水準の対策を実施する。

## (補 則)

第 20 条 注文書、請書ならびにこの約款の疑義およびこれらに定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定める。

第 21 条 甲の定める「調達方針」については、甲のホームページにて確認することができる。

2015年6月1日改訂